

改正

平成28年3月9日告示第21号

平成30年4月1日告示第63号

山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、町内の賃貸住宅に入居する者の家賃の軽減を図り、以って若者定住を促進するため、家賃に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この要綱において「賃貸住宅」とは、次の各号に定めるところによる。ただし、3等身以内の親族が所有し、賃貸契約が行われている住宅は対象外とする。

- (1) 賃貸を目的として建築された民間住宅及び町空き家情報に登録された住宅
- (2) 1戸当たりの専用延床面積が20平方メートル以上であるもの
- (3) 各戸ごとに台所、トイレが設置されているもの
- (4) 賃貸マンション
- (5) 町長が認定したもの

(補助対象者)

**第3条** 補助対象者は、前条で掲げる賃貸住宅に入居する世帯で、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 補助金の交付を受けるときに、婚姻届の提出から3年以内であり、夫婦の合計年齢が80歳以下かつ夫婦の年齢がいずれも45歳以下のもの
- (2) 町に住所登録を行っているもの
- (3) 世帯の総所得金額が599万円以下のもの
- (4) 町税に滞納がないこと。(世帯員を含む。)
- (5) その他町長が特に認めたもの

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の対象となる経費は、次の各号で掲げる内容により支払われている経費とする。

- (1) 賃貸契約により支払われる家賃
- (2) マンションの維持管理に係る経費

(補助金額)

**第5条** 補助金額は、次の各号に掲げる額(その金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、月額27,000円を限度とする。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っているもの  
家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を越える家賃を支払っているもの  
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を越えるときは16,000円)に11,000円を加算した額

(補助対象期間等)

**第6条** 補助金交付対象となる期間は、補助金交付の決定となった日の属する月から3年間とする。ただし、夫婦いずれかの年齢が46歳に到達した場合は、その日の属する月までとする。

2 補助金の交付は、年4回とする。

(補助条件)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付決定となった月から12年間、町内に定住しなければならない。

2 前項で定めた期間以内に町外に転出した場合、受給者に対し補助金の返還を求めることができる。

3 特別な事情により転出せざるを得ない場合は、補助金の返還を免除することができる。

(補助金交付の申請)

**第8条** 申請者は、山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 世帯員全員の記載されている住民票

(2) 申請者の戸籍抄本

(3) 申請者及び就労している世帯員の総収入額（前年分）を確認できる書類

(4) 町税の納税証明書（世帯員を含む）

(5) 賃貸住宅契約書の写し（初回申請のみ）

(6) 賃貸住宅間取り図の写し（A4版）（初回申請のみ）

(7) 誓約書

(補助金交付の決定)

**第9条** 町長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その可否を決定し、速やかに山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付決定通知書（様式第2号）又は山ノ内町若者定住促進家賃補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金変更の申請)

**第10条** 補助金の交付を受けた者で、家賃の額等に変更が生じたものは、山ノ内町若者定住促進家賃補助金変更承認申請書（様式第4号）を速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定し、山ノ内町若者定住促進家賃補助金変更承認決定通知書（様式第5号）又は山ノ内町若者定住促進家賃補助金変更不承認決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第11条** 補助金の支払いを受けようとするときは、賃貸住宅の家賃の支払いを証明する書類を添えて、山ノ内町若者定住促進家賃補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第12条** 町長は、前条の請求書の提出があったときは、30日以内に申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

**第13条** 補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すとともに既に交付をした補助金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還をさせることが決定したと

きは、山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付取消し決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（補則）

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

**附 則**（平成28年3月9日告示第21号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年4月1日告示第63号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号 (第8条関係)  
 (様式第1号) (第8条関係)

山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付申請書

年 月 日

山ノ内町長 竹 節 義 孝 様

申請者 住 所  
 氏 名 印

山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請者住所					電話番号		
勤務先名称					電話番号		
世帯員	氏名	続柄	性別	年齢	職業	勤務先	総所得額
		世帯主					
契約年月日		年 月 日			入居年月日		年 月 日
契約期間		年 月 日			～ 年 月 日		
住宅	住宅の名称				所有者氏名		
	家賃額	月額	円				
振込先金融機関名					預金種目		
口座名義人					口座番号		

- 【添付書類】**
- ①世帯員全員の記載されている住民票
  - ②申請者の戸籍抄本
  - ③申請者及び就労している世帯員の総収入額（前年分）を確認できる書類
  - ④町税の納税証明書（世帯全員分）
  - ⑤賃貸住宅契約書の写し
  - ⑥賃貸住宅間取り図の写し（A4版）（初回申請のみ）
  - ⑦誓約書

※添付書類①、②、③及び④については、町税課税資料及び住民基本台帳の閲覧を、署名及び押印をもって承諾した場合は添付不要です。

署名欄 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

様式第2号 (第9条関係)

山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付決定通知書

山ノ内町指令第 号  
年 月 日

申請者 様

山ノ内町長

年 月 日付で申請のあった山ノ内町若者定住促進家賃補助金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 決定内容

補助金決定額	月 額 円
補助金対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
入居施設名	
入居施設所有者	
入居施設住所	山ノ内町

第 号  
年 月 日

様

山ノ内町長

印

山ノ内町若者定住促進家賃補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山ノ内町若者定住促進家賃補助金については、審査の結果、下記のとおり不交付となりましたので、山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

<理 由>

様式第4号 (第10条関係)

山ノ内町若者定住促進家賃補助金変更承認申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山ノ内町若者定住促進家賃補助金について、下記のとおり変更したいので、山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容  
(変更前)

(変更後)

2 変更理由

(添付書類)

- ・申請者及び世帯員全員の記載されている住民票
- ・賃貸住宅契約書の写し
- ・賃貸住宅間取り図の写し (A4版)

様式第5号 (第10条関係)

山ノ内町若者定住促進家賃補助金変更承認決定通知書

山ノ内町指令第 号  
年 月 日

申請者 様

山ノ内町長

年 月 日付で申請のあった山ノ内町若者定住促進家賃補助金変更承認申請については、審査の結果、下記のとおり承認しましたので、山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 決定内容

補助金決定額	月額 円
補助金対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
入居施設名	
入居施設所有者	
入居施設住所	山ノ内町



様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

山ノ内町長

印

山ノ内町若者定住促進家賃補助金変更不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山ノ内町若者定住促進家賃補助金変更承認申請については、審査の結果、下記のとおり不承認となりましたので、山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

<理 由>

様式第7号 (第11条関係)

山ノ内町若者定住促進家賃補助金請求書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

賃貸住宅の家賃等の支払いが完了しましたので、山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて請求します。

記

1 補助金請求額 金 円  
但し、 年 月から 年 月までの 月分

2 添付書類  
3月分の家賃の支払いを証するもの

(備 考)

この請求書は、6月、9月、12月の翌月の15日までに提出してください。但し、3月については3月末までに提出してください。

様

山ノ内町長

印

山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付取消し決定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（確定）をした、山ノ内町若者定住促進家賃補助金につきましては、審査の結果、下記のとおり交付決定（確定）の取り消しとなりましたので、山ノ内町若者定住促進家賃補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

返 還 額 金 \_\_\_\_\_ 円

<理 由>